

公益社団法人 顔と心と体研究会
理事長 内田嘉壽子（かづきれいこ） 殿

誓約書

（※この誓約書を提出しない場合、認定証は交付されませんので、ご注意ください。）

私は、この度、貴法人のメンタルメイクセラピスト[®]資格認証試験により、メンタルメイクセラピスト[®] 1 級に認定されました。ついては、同級有資格者として活動するにあたり、下記のとおり誓約いたします。

記

- (1) この資格の有効期間は、2018 年 10 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までです。資格が更新されることなく有効期間を満了した場合には、「メンタルメイクセラピスト[®]1 級」の資格名称は使用しないものとします。
- (2) メンタルメイクセラピーを提供する場合には、必ず認定証を携行し、メンタルメイクセラピーの対象者に対して表示するものとします。
- (3) この資格は、外観に障がいを抱える患者等に対してメイクによる解決という選択肢を提供し、患者等の外観の問題に対する受容を促がし、患者等の社会参加・社会復帰を手助けすることを目的としています。資格認証された知識・技術・能力に基づいて、患者等の QOL 改善に貢献できるよう、最善の努力を行うものとします。
- (4) 外観に障がいを抱える患者等にメンタルメイクセラピーを提供するときは、原則として、患者等が医師の診察を受け医師の承諾又は推奨を得てメイクによる解決を試みるというプロセスにおいて、医師の指示のもとに提供するものとします。
- (5) メンタルメイクセラピーの提供により患者等に問題が発生した場合には、患者等の主治医と密接に連携をとるものとします。主治医の指示を得ながら、問題の原因を発見するために最善の努力を行い、患者等に対して適切なアドバイスを行うものとします。
- (6) この資格には、下位の資格である 2 級資格者としての認定も含まれています。2 級資格者として、健常者又は高齢者などに対してメイクの講習・指導を行う者に対して、その技術を習得させるよう指導する場合には、指導対象者がメイク技術の講習・指導を行うための技術を習得し、当該指導に基づく標準的なメイクの講習・指導を提供できるようになるよう、最善の努力を行うものとします。
- (7) この資格には、下位の資格である 3 級資格者としての認定も含まれています。3 級資格取得者としてメイクの講習・指導を行う場合には、健常者又は高齢者など適切な対象者に対してメイクの講習・指導を行い、対象者の QOL 向上に貢献できるよう、最善の努力を行うものとします。
- (8) この資格は、他人にメイクをすることを想定・許可する資格ではありません。メンタルメイクセラピーの提供が美容師法に定める「化粧等」に該当する場合には、美容師資格が必要であり、資格なしにこのような「化粧等」の提供は行わないものとします。
- (9) メンタルメイクセラピスト[®]の資格名称は、貴法人がその資格認証制度を通じて有資格者の知識や能力を保証するものであり、その目的に照らして適切に使用するものとします。特に、メンタルメイクセラピスト[®]の資格名称を使用して活動を行いながら、その活動と関係のない、特定企業の特定の化粧品、機器、サプリメント等の販売促進などの営業活動を行うこと、又はメンタルメイクセラピーの対象者や第三者に対して、メンタルメイクセラピスト[®]としての活動と営利を目的とする化粧品会社や美容団体などの活動を混同させるような行為は、厳に慎むものとします。これに関して、以下のことに留意します。
 - ① メンタルメイクセラピスト[®]として活動する場合と、特定企業の化粧品の販売促進などの営業活動をする場合とで名刺を分けること
 - ② 講習・講演等で、特定企業の化粧品のセールストークもする場合、メンタルメイクセラピスト[®]の資格保持者としての発言だと参加者に誤認されないように注意すること（プログラムを区切って話す等*1)

※1「これで、メンタルメイクセラピスト®として活躍する際の留意点についてのお話を終わります。

次に、メンタルメイクセラピスト®として、具体的にどのような化粧品を使えばベストな効果が得られるかについて、△△化粧品の立場から、休憩後にご提案したいと思います。」

- ③ 電話相談等で、特定企業の化粧品のセールストークもする場合、メンタルメイクセラピーの資格保持者としての発言だと相手に誤認されないよう注意すること（販売員の身分や販売のための資格保持者の立場を表明して話す等※2）

※2「○○の跡を隠すには、例えば、私は△△の社員なのですが、社員の立場としては△△で販売している□□を使うとよいですよ。」

- (10) 貴法人は、メンタルメイクセラピスト®資格認証事業を含めて、公益に資する事業を行う団体として内閣総理大臣から公益認定を受けていますが、メンタルメイクセラピスト®の資格試験及び資格そのものについて国が認定し又は保証を与えているものではありません。メンタルメイクセラピーの提供やメンタルメイクセラピスト®の資格名称の使用において、このような誤解を生じさせるようなことはしないものとします（例えば、「内閣府認定メンタルメイクセラピスト®」のような標記はしないものとします）。
- (11) 私は、自己の責任においてメンタルメイクセラピーを提供するものであり、私の提供するメンタルメイクセラピーにおいて事故が発生し、又は対象者に傷や障害が生じる等の事態が発生した場合には、自己の責任において処理するものとし、貴法人には一切ご迷惑をかけないものとします。
- (12) メンタルメイクセラピーの提供にあたり、対象者の皮膚の状態、薬の服用状況などについて質問し、対象者がかぶれ易いなどの症状を訴えるときは、腕などでパッチテストを行ってから実施するものとします。メイクの施術を行うべきではないと考えられる症状を持つ者などに対しては、対象者の主治医に相談し、その指示に従うものとします。
- (13) 海外で購入した化粧品など、成分の明らかでない化粧品を対象者が使用しようとするときは、できるだけ使用を止めるよう勧めるものとします。
- (14) 特定の化粧品の使用により、湿疹などの問題が生じた場合には、その化粧品のメーカーに通知するよう、メンタルメイクセラピーの対象者に伝えるものとします。
- (15) 資格認証された能力に基づいてメンタルメイクセラピーの提供を行い、対象者の QOL 向上に貢献できるよう、最善の努力を行うものとします。しかしながら、この資格によるメンタルメイクセラピーの提供によって、対象者の問題をすべて解決できる訳ではないので、メンタルメイクセラピーの提供にあたっては、以下のような免責事項を対象者に告知するものとします。
- 「私が行ったメイクの講習・指導によって生じた事故や傷・障害について、私の故意又は重大な過失があった場合は対応しますが、原則として私は責任を負いません。」
- (16) メンタルメイクセラピーの対象者との間にトラブルが起きた場合に適切に対処できるよう、施設所有（管理）者賠償責任保険、事業活動包括保険など、サービスの提供に伴う事故をカバーする保険に加入するものとします。
- (17) この資格は制度発足前認定試験により認められています。資格取得後 2 年以内に、准 1 級受験のための講義を受講し、また筆記試験を受験するものとします。
- (18) 上記誓約事項に違反した場合には、メンタルメイクセラピスト®の資格の取消、上級の資格試験の受験資格の喪失などの処分を受けても異議を申立てないものとします。

平成 30 年 ____ 月 ____ 日

(住所)

(肩書) メンタルメイクセラピスト®1 級

(氏名)

㊟